

○利益相反・輸出管理マネジメント室規程

平成26年3月27日
法人規程第47号

改正 平成27年法人規程第41号

平成28年法人規程第14号

平成29年法人規程第40号

令和5年法人規程第49号

利益相反・輸出管理マネジメント室規程

目次

- 第1章 総則（第1条・第2条）
- 第2章 マネジメント室長等（第3条―第5条）
- 第3章 委員会（第6条―第9条）
- 第4章 アドバイザリーボード（第10条・第11条）
- 第5章 雑則（第12条・第13条）
- 附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この法人規程は、国立大学法人筑波大学の組織及び運営の基本に関する規則（平成16年法人規則第1号）第35条第1項並びに国立大学法人筑波大学利益相反規則（平成17年法人規則第50号。以下「利益相反規則」という。）第4条第1項及び国立大学法人筑波大学安全保障輸出管理規則（平成27年法人規則第27号。以下「輸出管理規則」という。）第4条第1項に規定する特別な組織として、研究を担当する副学長の下に設置する利益相反・輸出管理マネジメント室（以下「マネジメント室」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

（マネジメント室の業務）

第2条 マネジメント室は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 利益相反及び輸出管理に関する企画、調査研究、運営、普及その他の業務
- (2) 利益相反規則第5条第1項に規定する利益相反委員会（以下「委員会」という。）に関する業務
- (3) 利益相反規則第6条第1項に規定する利益相反アドバイザリーボード（以下「アドバイザリーボード」という。）に関する業務

第2章 マネジメント室長等

（マネジメント室長）

第3条 マネジメント室にマネジメント室長（以下「室長」という。）を置き、学長が任命する。
2 室長は、教授又は准教授をもって充てる。ただし、学長が必要と認める場合には、利益相反又は輸出管理について専門知識を有する職員を置くことができる。

- 3 室長の任期は、2年とする。ただし、任期の終期は、発令の日の属する年度の翌年度の末日とする。
- 4 前項本文の規定にかかわらず、任期中に欠けた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 室長は、再任されることができる。
- 6 室長は、マネジメント室の業務を総括する。

(利益相反アドバイザー)

第4条 利益相反規則第7条第1項に規定する利益相反アドバイザーは、利益相反に関する学識経験を有する大学教員のうちから、学長が指名する。

- 2 利益相反アドバイザーの任期は、2年とする。ただし、任期の終期は、発令の日の属する年度の翌年度の末日とする。
- 3 前項本文の規定にかかわらず、任期中に欠けた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 利益相反アドバイザーは、再任されることができる。

(安全保障輸出管理マネージャー)

第5条 マネジメント室に安全保障輸出管理マネージャー（以下「輸出管理マネージャー」という。）を置くことができる。

- 2 輸出管理マネージャーは、輸出管理に関する企画、運営、支援、普及等の業務に従事する。

第3章 委員会

(任務)

第6条 委員会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 利益相反に関する基本方針（利益相反の定義、対象者、マネジメント・システム等）に関する事項
- (2) 利益相反に関する規則等の制定又は改廃に関する事項
- (3) 利益相反に対する対応策（利益相反に該当しないが、法人以外の者から利益相反と認識され、又は認識されるおそれがある状況に係る対応策を含む。）に関する事項
- (4) 利益相反に関する学内啓発活動に関する事項
- (5) その他利益相反に関し必要と認められる事項

(組織)

第7条 委員会は、次に掲げる委員で組織する。

- (1) 研究を担当する副学長
- (2) 人事を担当する副学長
- (3) 室長
- (4) 国際産学連携本部本部審議役
- (5) 総務部長
- (6) 研究推進部長
- (7) 産学連携部長
- (8) 病院総務部長

- (9) 利益相反規則第7条第1項に規定する利益相反アドバイザー
- (10) その他学長が指名する者 若干人

(委員長等)

第8条 委員会に委員長を置き、前条第1号の委員をもって充てる。

- 2 委員会に副委員長を置き、前条第2号の委員をもって充てる。
- 3 委員長は、委員会を主宰する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代行する。

(任期)

第9条 第7条第10号の委員の任期は、2年とする。ただし、任期の終期は、委員となる日の属する年度の翌年度の末日とする。

- 2 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 前2項の委員は、再任されることができる。

第4章 アドバイザリーボード

(任務)

第10条 アドバイザリーボードは、委員会の委員長の諮問に応じて次に掲げる事項を審議する。

- (1) 異議申立てに関する事項
 - (2) その他個別案件に関する事項
- 2 アドバイザリーボードは、前項に定めるもののほか、次条第3項に規定する議長が必要と認めるときは、利益相反に関する事項について審議することができる。
- 3 次条第3項の議長は、アドバイザリーボードの審議の結果を総括し、委員会の委員長へ答申し、又は建議する。

(組織)

第11条 アドバイザリーボードの委員は、利益相反に関する学識経験を有する外部の有識者のうちから、学長が若干人を委嘱する。

- 2 委員の委嘱の任期は、3年以内とし、学長がその都度定めるものとする。ただし、更新を妨げない。
- 3 アドバイザリーボードの議長は、委員の互選により選出する。

第5章 雑則

(特定の事項を担当する者)

第12条 マネジメント室に、業務の遂行上特に必要がある場合には、特定の事項を担当する者を置くことができる。

- 2 前項の特定の事項を担当する者は、研究を担当する副学長がマネジメント室長の意見を聴いて指名する。

(委任)

第13条 この法人規程に定めるもののほか、マネジメント室の業務の実施に関し必要な事項は、

別に定める。

附 則

この法人規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平27. 4. 23法人規程41号）

この法人規程は、平成27年5月1日から施行する。

附 則（平28. 2. 18法人規程14号）

- 1 この法人規程は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 改正後のこの法人規程第11条第2項の規定に関わらず、平成29年3月末で終了するアドバイザリーボードの委員の任期は、なお従前の例による。

附 則（平29. 5. 25法人規程40号）

この法人規程は、平成29年5月25日から施行する。

附 則（令5. 12. 28法人規程49号）

この法人規程は、令和6年4月1日から施行する。